

栃木県内の中小企業・小規模事業者のみなさまへ

とちぎで 賃上げを行う事業者を 応援します!



とちぎ賃上げ環境整備促進補助金

補助額

最大

200万円

申請期間 令和8(2026)年 3月3日(火)まで

こんな取り組みをお考えの方に!



業務を
効率化・省力化
したい



従業員が
働きやすい
職場環境を
整えたい



賃上げを
きっかけに
設備投資を
考えている

補助金の
ポイント

- ✓ 賃上げを行った事業者が対象（詳細規定あり）
- ✓ 生産性向上・職場環境改善の設備投資を支援
- ✓ 幅広い設備・環境整備が補助対象

🔍 詳しい要件・申請方法は裏面
及び県ホームページをご確認ください

栃木県公式
ホームページ
詳細は
こちら



とちぎ賃上げ環境整備促進補助金 補助金の概要・申請について

申請にあたっては、**必ず**県ホームページや交付要領をご確認ください。※下記QRコードから県HPへ

■概要

一定の賃金引上げを条件として、生産性向上や労働環境改善に資する設備導入等に要した経費に対し、補助金を支給します。

■対象者

栃木県内に事業所を有する中小企業者等

■支給要件(主な条件) ※以下のすべてを満たす必要があります。

- 【1】令和7(2025)年10月1日以降に
事業場内最低賃金を50円以上引き上げていること。
- 【2】賃金引上げ前の事業場内最低賃金が
1,119円～1,500円の範囲であること。
(栃木県最低賃金:1,068円)

■補助率・補助限度額

- ✓補助率:2分の1
- ✓補助限度額:最大200万円

■補助対象となる経費

生産性向上に資する設備投資

- ✓業務の自動化・省力化のための設備
- ✓省エネルギー化を目的とした設備 など

具体例

- POSレジシステム導入
- リフト付き特殊車両の導入
- 国家資格者による業務フローの見直し

■支援対象事業者のイメージ

賃金引上げ前の 事業場内最低賃金が 1,501円～	>	対象外
賃金引上げ前の 事業場内最低賃金が 1,500円 1,119円	>	とちぎ賃上げ 環境整備促進補助金 支援対象
賃金引上げ前の 事業場内最低賃金が 1,118円 (最低賃金+50円) 1,068円	>	業務改善助成金 (厚生労働省) 支援対象

労働環境改善に資する設備投資

- ✓仕事と家庭を両立しやすくする環境整備
- ✓シニアや障がい者が作業しやすい職場環境整備 など

具体例

- キッズルームの設置
- 段差のスロープ化
- 床の防滑加工

申請から交付までの流れ(電子システムまたは郵送にて申請)

■申請期間 令和8(2026)年3月3日(火)まで

1

交付申請書、
事業計画書等の
必要書類を県に提出

期限:R8.3/3

2

交付決定後、
提出した
計画に沿って
設備投資等を実施

3

事業実施結果を
県に報告

期限:R8.3/24

4

県による
審査・額の確定・
補助金の支給

※支給までの期間は、申請書類の不備等の状況や申請状況によって、
期間を要する場合がありますので予めご了承ください。
※予算がなくなり次第、終了します。

申請・お問い合わせ

栃木県産業労働観光部労働政策課
労働経済・福祉担当
〒320-8501 宇都宮市塙田1-1-20
TEL:028-623-3217
✉ rousei@pref.tochigi.lg.jp
●受付時間:9:00～17:00(土日祝・年末年始を除く)

申請前に必ずご確認ください

詳細・申請様式は
こちら



栃木県公式ホームページ

とちぎ 賃上げ 補助金

